

## 公民的分野と消費者教育との関係

松　村　晴　路

### The Relation between the Citizen Education and the Consumer Education

**Seiji Matsumura**

In this study it is attempted to make to a consideration on the relation between the citizen education and the consumer education.

#### I. 序

##### 1. 消費者問題の発生

昭和30年代後半以降、すなわち我が国の高度成長下において、日本の社会構造・産業構造・生活構造は一変したと言って良い。

第一は、技術革新による新製品、大量生産・大量販売体制の中で、大量消費が、衣・食・住のあらゆる日常生活（消費生活）関係の中に「消費者は王様」「使い捨て時代」「豊かさを求めて」の「善」の時代として、生活意識を一変せしめた。

第二は、この大衆消費時代において、複雑化した新製品に、消費者の商品知識が追いつかない上、企業側の提供する情報は、広告媒体の発達により、消費者自身が自分の意思で自分の好みに従って決めることより、むしろ企業側が消費者心理を研究して必要だと思わせる情報洪水の中で、消費者の商品の識別能力は困難性を伴い、商品の真偽や良否を判断する余裕すら持たなくなってしまった現状の中で、「消費者主権」の確立も不可能となり、「消費者問題」が現代社会生活における重要課題となつた。

第三に、新製品の続出による消費者側の被害・損害の現象と、その救済である。

たとえば、衣・食・住、電気製品などの性能・基準、合成繊維の種類や性能、食品における食品添加物・人工着色料・香料などの安全性、誇大広告・不当表示の増大・ウソつき商品の横行等の中で、人間としての生命・健康・安全・生活・環境を守ってゆくための「消費者の権利」人間権・生活権・生存権・社会権の確立と保障が必要である<sup>(1)</sup>。

##### 2. 消費者教育の必要性

現代社会構造・生活構造は、さらに、より高い技術進歩の中で、より高度に、より複雑に進化・変化をしてゆく。

それへの対応策として、後述の如く、行政側（現代国家）は、消費生活領域においても、その仕組みの中により強い介入（規制）を必要とするであろうし、また企業側においても、後述の如く、「消費

者に視点」を求めた、または「生活者を中心」とする産業・企業論の形成化、いわゆる現代企業論としての社会的作用を担当する企业文化形成論を形成してゆくための企業構造の改革・企業活動が展開されるであろう。

しかし、消費者自身が、現代社会構造・生活構造に対して未成熟であるならば、そして受身で、無知で、無抵抗で、無権利の地位で、「操り人形」としての消費者像論では、現代生活者としての資格はない。自らの「人間性」を主張し、自己の生活スタイルを確立し、人間らしく生きるために判断の仕方・能力・分別の自由・選択の自由・その仕組み・過程を身につける自立人間の形成への努力、全体人間としての生活者への脱皮が必要である。

新しい生活・環境の形成・新しい消費者哲学の形成のために、そこに「消費者教育」がある。それは人間が、生涯、消費者である限り、赤ん坊から老人に至るまで、家庭教育の中で、社会教育の中で、成人教育、老人大学の中においても、学びの場が「生涯教育」として必要であり、その基本であり、中心の場が「学校教育」においてなされなければならない。何故ならば消費者教育は、単なる生活技術のためとか、賢い消費者になるためとか、上手な買物の仕方とか、具体的な消費者情報の習得でもない。消費者教育は、生徒が将来果たすであろう社会的役割への方向づけ、自らの意思で判断する能力、正しい知識を持ち、消費者としての権利意識に目覚め、問題の解決を目指して行動し、生活環境を判断し、分析してゆく能力、人間は如何に生きるか・生活は文化であり、その「学び」を通じて、自らのライフ・スタイルを主張し、「生き方への自信」と「哲学」と「価値」を人間の心の中に形成せしめてゆくための教育である。それゆえに、消費者教育は、職業教育でもないし、技術教育・実務教育でもなく、一般教育であり、人文科学系である<sup>(2)</sup>。

以上の様に、現代社会構造・生活構造を分析し、判断してゆく能力、その変化を認識しながら、その中で「如何に生きてゆくか」の生き方を学んでゆく場は、「学校教育」が最も適する場であり、それが現代の教育権・学習権の保障でもある。そして、学校教育の中で、消費者教育の基本科目が、後述の如く「社会科」であり、消費者教育の一般教育であり、かつ、中学校第3学年の「公民」の中で展開すべきであり、可能でもあると、次章以下で試論し、その現状と課題を提出して見たい。

## II. 現代社会構造と公民領域との関係

中学校第3学年における「公民」（昭和52年7月23日学習指導要領の改訂・昭和56年度から実施）の基本方針は、「国家・社会の形成者」（小・中・高の社会科を一貫的にとらえて）として明確にしつつ、充実を期したと言われている。

公民領域の中に「消費者教育」を組み入れることは可能なのか、の試論は「現代社会構造」を明確に把握しておく必要があり、消費者問題発生への社会構造・生活構造の変遷をまとめ、それとの関連性において「公民」領域の位置づけを決め、消費者教育の視点から「公民」教育における現状を検討して見たい。

### 1. 近代社会生活の基本構造

封建社会から近代社会への変遷は、身分社会から、自由・平等の人間社会への移行であり、近代社

会には、①全ての人間が「法的主体者・権利義務の主体者」の地位の平等の原則。②私的所有権（財産権）の保障の原則。③契約の自由（取引の自由・経済活動の自由）の原則。④過失責任の原則が、定立し、生活関係の基本原則となった（近代法・市民法の原則）。

以上を前提として、近代社会は、自らの自由な意思で、自律的・自立的に判断し、行動するという原則（私的・私法自治の原則）が基礎であり、この自律的なルールのもとに、社会構造も生活関係も円満に維持され、「見えざる神の手による浄化作用」によって、可能と考えられた。

それゆえに、国家も、その自由な自治を認める（守る）こと、それが国家の役割であり、そのルール違反を防ぐ夜警的任務（夜警国家）であり、最少限の介入で良いと考えた。その原理は、今までの封建社会（君主制・王制・領主・貴族等）の強力な身分構造と政治権力の行使・介入で、人民・農民が極度に制限され、圧迫された生活からの解放であり、国家権力の最少限度の介入にとどめると言う意味でもあり、人間の精神的活動の自由・人間の経済的活動の自由（営業の自由・職業選択の自由）の確立と保障、すなわち自由・平等の確立が近代社会の基本的特徴であった。

## 2. 近代社会（近代国家）の矛盾の台頭

自由・平等であるべき近代社会の中において、私有財産制を基礎とする所の近代社会は、初期における「人は生まれながらにして自由かつ平等である」（フランス人権宣言・1789年、アメリカ独立宣言・1776年）という等価値同志の人間社会を理想としたにも拘らず、その中から一つの矛盾が提出されて来る。

すなわち、労働力しか売ることの出来ない「労働階級」。資本蓄積の大小は、商人・企業間において、自由対等であるべき取引の仕方に、一方が支配し、他方が支配されて一定の不自由・不平等・制約を受けて来る。そこには経済活動の自由はあり得ないし、財産権のない者に財産権の保障も、職業選択の自由も無くなつて来る。

近代初頭の「法的人格の自由平等」の原則は、そこから単なる「形式的自由平等」に転換し、経済的・社会的強者と経済的・社会的弱者との区別と階級が新しく生じてくる。

## 3. 現代社会構造に対する現代法の態度

現代法は、そのような弱者階級に対して、積極的な介入・規制（例、後述の独占禁止法・消費者保護基本法・公害対策基本法・中小企業基本法・大規模小売店舗法など）を示し始める。それは封建社会における国家権力が、国民の生活の隅々まで介入して、圧迫と制約を示した関係とは全く異なり、近代社会は「実質的自由平等」への方向づけにおいて、人間の等価値の公正な生存権の実質保障としての介入を、一定の理念の下においての積極的姿勢と考えられる。

現代消費生活領域においても、まさに上記の規制の仕方であり、それは嘗っての国家権力からの流れ・中心であったのが、現代社会における現代法の姿勢は、人々（消費者）の側面から、消費生活の保障とその確立への体制として、逆にとらえて行こうとする法規整の形成を示す訳である。

それは「自由権」から「社会権」へ。また「身分から人格へ、そして人間」への法体系の変遷があり、新しい法規整の形成が「現代社会」構造の特徴である。

## 4. 現代社会における生活領域の三領域

現代生活構造は、大きく分けて次の三領域の重複の上に組み立てられて人々は三重の生活関係の中での生活構造である。

第一は、政治生活関係領域である。身近な市町村民・都道府県民としての住民自治・住民主権の上に立つ生活関係と、国家と国民との関係における国民主権（参政権）・基本的人権・三権分立制・生存権（人間権）が基本的特徴である。いわゆる国家・地方公共団体と公民とのタテの関係であり、権利・義務の関係であり、健康で文化的生活とか、安全で平和な生活とか、生命を守り環境を守ってゆく生活環境を求めてゆく、または醸成してゆく生活関係であり、この政治生活領域に対しても、現代社会における現代人として、後述の如く消費者主権から、また消費者教育を通して見てゆく領域を示す。

第二は、消費生活関係領域である。日常の具体的な生活関係を消費生活関係としてとらえ、見つめてゆく仕方である。すなわち農林業・漁業生活関係・工業生活関係・商業生活関係・経済生活関係・労働生活関係、そしてそれへの補助・随伴した所のすべての生活関係の仕組み・諸現象を消費者（生活者）から見てゆく意味である。なぜなら農産物、水産物、工業製品でも消費者を前提としての産業生活領域であるし、労働から賃金を得て、物資の購入を行なう売買・取引・大規模店・流通経路、生産・交換・分配・消費のすべての生活関係は、基本的には消費生活を前提としての社会構造であり、それゆえに消費者の目から現代生活関係領域として判断してゆくことが出来るし、その判断の仕方・能力・批判する力・選択・分別の自由を有した自立人間の養成こそ、また学校教育において重要視されなければならない。

第三は、家族生活領域である。現代家庭（家族）生活領域における機能の崩壊や危険から「家庭」の様々な生き方・在り方、すなわち幼児問題・老人問題・児童福祉から老人福祉・子供の人権・乳児・少年・青年・女性・婦人問題・非行・しつけ・生き甲斐・愛情・人生論に至るまでの諸問題、それへの家庭の自信への再構築が現代家庭論であり、人々の最も身近な集団と人間関係は、重要な大切な人間生活関係領域でもある。

以上の三領域が「現代社会生活関係」であり、「基本的生活の三分野」であり、後述の中学校第3学年の社会科「公民」の範囲または主要領域である。

この三領域について、単的に「まとめ」をするならば、「人間的」人権論・人間の尊厳、また「実質的自由平等論」への社会構造・生活構造の確立が「現代社会」である。

## 5. 現代社会における企業と消費者との関係

近代社会（近代法・市民法原理）は、上述の四原則による自らの自由な意思に基づいて活動し、日常生活上の物質の購入・企業取引等が円満に行なわれる経済秩序を求めた。経済学上は、それを「市場原理（需要と供給の関係）」に基づく所の「競争」を基盤に、両者間には自由・平等・対等の一定のバランスと経済構造の発展をも期したのである。すなわち経済活動の（形式的）自由の保障は、個人も企業も事業者も、所有権（財産権）の自由・契約の自由・営業の自由・職業選択の自由であり、自由な経済活動が出来るという意味である。

しかし、経済（企業）活動の自由は、富の不平等の社会構造を示し、資本集中・大企業の出現・企業系列化などにより、経済的強者となって他方を支配する。他方の中小企業者は取引の対等の自由を

失い、労働力しか売ることの出来ない一般大衆は、食うために労働（商品）の売り惜しみは出来なくなるし、一般消費者も独占価格に追従する関係になり、「支配・服従」「不自由・不平等関係」の経済（消費）生活関係を形成して来る。

すなわち、自由に経済活動が出来る故に、力の強い企業者は自由という法的形式に従って、価格・生産量・販売数量・取引の相手方の選択等について協定（カルテル）を行ない、また各企業間の中から有力（資本力）企業が他社を支配（トラスト）して、市場原理を否定し、「支配原理」（資本集中・企業結合・金融資本の独占など）を形成して来た。

独占体制は、当初の平等・対等の取引関係から、支配・従属の取引関係となり、結局、中小事業者（その不利益を消費者へ転嫁できる部分はあるが）は自由な取引が不可能となり、消費者（他に転稼することの出来ない地位に立つ人間）の自由な意思での生活関係（消費者主権）が否定されて、生活権の侵害、生存権・人間権の侵害される経済（消費）生活関係や生活環境や様々な人間関係の上に矛盾現象を示す様になる。

この様な従属的経済（消費）生活に対して、独占・支配関係を追放して、実質的な自由平等・対等な取引関係を回復せしめる必要があるし、それが「現代社会構造」「生活構造」である。

## 6. 弱者保護への現代社会構造

第一は、行政（現代国家論の要件）による介入（規制行政）である。

現代社会における現代法（例、独禁法・消費生活用製品安定法・国民生活安定緊急措置法・買占め売惜しみ法・野菜生産出荷安定法・大規模小売店舗法・中小企業近代化促進法・中小企業分野調整法・下請代金支払遅延等防止法など多数の諸立法化がある）が、経済生活関係領域において、事業者側を規制することによって、すなわち「独占化」を追放して、「市場原理」による競争・対等の取引関係を回復せしめることを目的として形成して来た。

さらに、消費者保護基本法（昭和43年）等の制定を中心に、昭和30年代後半からの多種多様の新商品の大量化に対しての消費者側の正しい選択の目、判断の仕方への消費者の向上のための消費者啓発（教育）と消費者保護（救済）への行政による措置である。すなわち各省および国民生活センターと地方公共団体における「消費生活センター」が行なう情報提供、研修会、講習会、被害相談とその救済方法などである。

以上の様に「現代社会構造」「生活構造」は、現代社会が「消費者優先の社会」を形成していることであり、それへの認識と教育を如何にするのか、社会科授業における今日的課題である。

第二は、企業による消費者教育への期待がある。

従来までの企業論は、営利を追求する活動体として、自由な生産活動、自由な経済活動の中で、広告・宣伝による情報を通じて消費者に働きかけ、売れる物は作る。売れない物は作らない。そして消費者心理、販売作戦を研究して必要だと思わせて、大量生産・大量販売の高度成長下における「人間ばなれ」した「物」関係を形成せしめて来た。経済活動の自由と拡大は、欠陥商品・食品公害・環境汚染を生み出し、近代企業論の反省は、現代企業論への形成化と対消費者への消費者教育への転換とそれへの姿勢が、ようやくにして現われ始めた。物を作れば売れる。企業は売れば儲かる時代は終っ

た。消費者の意見・主張に耳を傾け、利益共同体として企業論、企业文化論が、現代企業の公共性・社会性・存在理由として明確しつつある。そこには消費者社会を無視しての企業活動は、すでにあり得ないという「現代企業構造」「現代社会構造」を見い出すことができる。

第三に、消費者の自覚に基づく自立人間への形成が必要である。

前述の如く、行政によって、経済的強者と経済的弱者の関係に、取引の対等性・自由公正な競争の回復を計ったとしても、また企業が、新しい企業哲学への転換を計り、企业文化を形成して、嘗て激しい企業と消費者との対立関係から、利益共同体を導くことが出来たとしても、消費者自らが、意識改革を行ない、消費生活関係に対する能力・対処の仕方を有し、自ら行動しない限り、現代生活関係の構築は不可能である。無知と無関心と他人依存型と受身の人間論は、現代人としての条件・資格を有しない。

たとえば企業に対する告発・不買運動・消費者運動は、消費者自らの問題として、疑問・改善・要求として、欧米では永い年月の消費者運動の歴史があり<sup>(3)</sup>「消費者優先の社会」の確立と、それが「現代社会構造」の骨格を示しているにも拘らず、我が国の消費者意識は、その歴史と風土と国民性から「他人任せ」と「お上任任せ」の他人志向型の中で終始して來たと言って良いし、ましてや「消費者教育」が学校教育の中で必要・必須の教育である意識は、今日でも不充分・無関心と言わざるを得ない。

## 7. 消費者主権の確立化

戦前・戦後を通じての消費者運動は、個別的・断片的な「闘い」「主張」であり、一般的には「買手危険負担の原則」の上に立つ所の抵抗として、また貧しさからの解放としてのものであり、「権利」としての消費者の地位は未分化でもあった。

昭和30年代の後半以後、わが国の経済は、高度成長下の流れの中で、技術革新と大量生産のもと、大量販売（例、スーパーマーケット）・消費者心理をも研究しての大量広告・宣伝（例、送り手の自由・情報大国・市場開拓）の中で大量消費構造を形成し、一方では生活の便利化・「欠乏の時代」から「豊かさの時代」という生活構造を激変させながらも、他方では一部企業の悪質化・不当表示の増大・ウソツキ商品の氾濫・食品公害・薬害・企業公害と消費者の商品知識の不充分さ・商品知識、商品選択の困難性の「ひずみ」の中で、「消費者被害」と「消費者意識の変革」の中から、いわゆる「消費者主権」の確立への動きが生じて来る。

その契機は、1962年、ケネディ大統領が「消費者の利益保護に関する特別教書」の中に、①安全である権利、②知らされる権利、③選択できる権利、④意見が反映される権利、の四つの権利が確保されないと消費者の権利は確立しないという思想の確立の中に、初めて消費者を中心とする日常生活（消費生活）の上に、人間権（生活権）の確立が認められたと言えよう。

## 8. 消費者保護基本法の成立

昭和43年・消費者保護の憲法として「消費者保護基本法」が成立し、①国の責務（2条、消費者保護会議・国民生活審議会）。②地方公共団体の責務（3条、地方自治法2条参照）。③事業者の責務（4条）。④消費者の役割（5条）を規定し、危害の防止・計量の適正化・規格の適正化・表示の適正化・

公正自由な競争の確保への措置・啓発活動および教育の推進・消費者意見の反映・試験、検査等の施設の整備・苦情処理体制の整備を講ずる（7条～15条）ために、多くの特別法が制定または改正（例、食品衛生法、消費生活用製品安全法、割賦販売法、訪問販売法など）された。

消費者の権利の最も具体的な形成と保障は、各都道府県の消費者保護条例（憲法94条、地方自治法14条、先占領域論から条例優先論へ）であり<sup>(4)</sup>、また「消費者センター（苦情処理・消費者の啓発・商品テスト）」の開設であった。

#### 8. 消費者優先の社会構造の形成化

消費者主権の確立化までの我が国の近代社会の歴史は、経済史・企業史・消費者運動史でもある。「欠乏の時代」は、「人間が食って行く」という自然的・本能的権利の獲得の歴史であり、「貧しさ」からの解放は、「物」をもつことが「豊かな生活」「便利な生活」であった。高度成長下の技術革新をテコとした、大量生産、大量消費、「使い捨て文化」「消費は美德」の中で、集団他人指向型の日本社会の中での日本人の行動様式は、「物を買う」事が、豊かさの証しであり、幸福論の尺度でもあった。

そして、その「しっぺ返し」は、食品公害・環境汚染、人間ばなれした「消費者否定」の生活構造の中で、また「物支配」の中に人間性の価値・優劣現象すらあらわれて来た。

しかし、物と人間の関係論から、消費者自身の自覚の中から、便利な生活は無味乾燥な生活の別名でもあり、豊かな生活が、心の豊かさとは決して同じものではないことを思考しはじめ、物から心を求める消費者、物以外のサービス・情報・空間・文化を求める消費者、物の価値から人の価値を求める消費者への動き、現代社会構造・企業構造・生活構造が、消費者主権の上に立った所の、消費者優先の社会構造の構築化が、ようやく見られはじめたと言えよう。

#### 9. 現代社会構造を分析する能力が「公民」の課題である

社会科領域の諸科目の学習を通じて、人間と人間との関係、人間と自然との関係における現代社会の諸問題について、科学的な知識と批判的な思考力を養い、民主的で文化的な国家や社会を形成していく能力を養うこと、正しい認識を育てるこそ「公民」としての今日的課題であり、その公民教育と消費者教育との関連性・必要性を次節以下に展開して見よう。

### III. 中学校社会科領域と消費者教育との関係

#### 1. 消費者教育から見た中学校社会科の内容と現状

昭和52年7月23日に、中学校学習指導要領が改訂し、昭和56年度から実施された所の、中学校社会科領域の改訂の方針は、我が国の国土・歴史に対する理解と認識を一層深め、「社会と人間との関係についての見方や考え方の基礎」を培うとともに、国際社会における日本人としての必要な資質を養うことを目指している。とくに①小・中・高の社会科を一貫的にとらえてゆくこと。②社会生活の意義を広い視野から考える能力や国家・社会の一員としての自覚。③人間尊重（個人の尊厳と人権の尊重）を基本として、環境や資源の重要性についての認識を育てて、単なる知識で終始することなく、その保全や活用のために積極的に行動できる人間を育成する諸点を考慮している。

##### (1) 社会科3分野の関連性と公民的分野の重要性

表 I

(第三学年)	(公民的分野)		
	(3) 日本の政治と国際社会		
	(2) 国民生活の向上と経済		
(第二学年)	(1) 民主主義と現代の社会生活		
	(地理的分野)	(歴史的分野)	
(第一学年)	(3) 世界の中の日本	(10) 新しい日本と世界 ↓ (6) 開国前の日本と世界	
	(2) 日本とその諸地域のウ及びエ		
	(2) 日本とその諸地域のア及びイ	(5) 江戸幕府と鎖国 ↓ (1) 文明のおこりと日本	
	(1) 世界とその諸地域		

中学校社会科における地理的分野・歴史的分野・公民的分野の3分野の学年配列は次の様になっている。

この表 I の基本的考え方は、公民的分野で「まとめ」を行なう位置づけを示し、「社会と人間との関係についての見方や考え方の基礎」を養い、「単なる知識偏重の学習に陥らず、

社会科としての思考力、判断力」の育成の中から、「自ら考え、正しく判断できる力」を目指している。

その方法として「第1学年および第2学年を通じて、地理的分野と歴史的分野を関連性がある故に並行せしめて、第3学年において現代社会に生き抜く市民・社会人としての形成化を公民的分野でまとめる」編成をとった。

その理由は、社会科の学習対象は、人間の行動をも含めた社会的事象であり、その中心は「現代社会構造」であり、「現代（消費）生活構造」である。それへの過程を、第1学年・第2学年と並列せしめての地理的・歴史的分野である。両分野は、消費者教育とは、決して無関係ではなく、むしろ基本的な重要な役割を占めている点は後述の通りである。

たとえば、第1学年および第2学年の地理学習においては、各地域の自然環境・社会環境・その地理的事象が、人間の生活と深いかかわり方を示しているし、各地の産物の特色・工業製品の特色にもあらわれているし、その風土・資源・気候などが民族の生活様式・行動様式の基礎になっていることに気付く。国土や自然を見つめることが、日本や世界各国の社会構造の上に特色や多くの問題点（例、日本の人口と食糧問題・エネルギー資源と日本の産業・開発と公害の如く）が、人々の生活との関係の中で、人間（生活者・消費者）としての見方・考え方の重要な基礎となる。

第1学年および第2学年の歴史的分野においても同様である。社会的事象の形成過程として、先人の生活様式・生活史・社会史・文化史・その交流史の発展・向上に尽した足跡は、特に人間史であり、生活者の歴史であり、消費者史の流れである。

以上の地理的分野と歴史的分野は、第1学年・第2学年ともに、相互に関連づけられて、地理授業においても歴史的背景を、歴史授業においても地域や自然的条件が密接に関係づけられており、並行しての授業の立体的展開が、公開授業を見学して見るとすぐ理解できるし、両方の相互並存の中に「社会現象」の特色と変遷史が見られ、「現代の社会」の理解のための基礎的・基本的科目となっている。

そして、両科目を前提として、中学校社会科は、第3学年に、すなわち、義務教育課程9年間の最終まとめの段階において「公民的分野」で、国民の一人として、地域社会の住民として、そして一人の人間としての「自立人間」の確立を目指した構成をとる。人間尊厳・民主主義・現代社会の学びの中で、目標とする「民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎」を養うことである。従来の「日本人の心のせまさ」「他人への配慮」「社会生活一般への無関心・無知・非常識」

の反省は、公民的分野の重要性を示していると共に「現代人」としての資格と条件についての展開を示していると言わなければならない。

表2 内容の取扱い（新学習指導要領による）

<p>(1) 内容の取扱いに当たっては、地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された態度や能力が、更に高まり発展するよう配慮する。また、社会的事象はすべて相互に関連し合っていることに留意し、特定の内容だけを取り上げることなく、分野全体としてのまとまりと筋道のある学習指導の展開ができるようになる。</p> <p>この項の前段は、公民的分野と他分野との関連を考える場合、単に学習内容の面からだけでなく、社会生活の理解や認識に関する態度や能力の観点からも各分野相互間の関連を考えなければならないことを指摘したものである。すなわち、地理的分野で育成された地理的な見方や考え方、歴史的分野で育成された歴史的な思考力を活用し、公民的分野が目指す諸能力の育成を効果的にする必要があることを示したものであるということができる。こうして、各分野を通じて育成された諸能力が統合され、中学校社会科の目標である「民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎」が培われることになると考えられる。</p> <p>なお、公民的分野で育成しようとする諸能力については、上に挙げた公民的分野の目標(4)がこれを示しているが、これを内容の取扱いに関して具体的に示すと次のとおりになるであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 社会的事象を的確にとらえる能力</li> <li>イ 社会的事象相互の関係を把握し考察する能力</li> <li>ウ 概念の本質を把握する能力</li> <li>エ 社会的事象を公正に判断する能力</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 消費者教育から見た中学校社会科の課題と問題点

表3 中学校社会科における消費者教育に関する内容（新学習指導要領による）

目標	広い視野に立って、我が国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。	
分野	分野目標	内容（消費者教育関係部分）
地理的分野	<p>(2) 日本や世界の各地域における人々の生活には、地方的特殊性と一般的共通性のあることに気付かせ、各地域やそこに住む人々の生活を正しく理解するための基礎を培う。</p> <p>(4) 自然及び社会的条件と人間との関係は、人間の活動によって絶えず変化し、それに伴って地域も変容していることに気付かせるとともに、環境や資源の重要性についての認識を養う。</p>	<p>(2) 日本とその諸地域</p> <p>ウ. 身近な地域……生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めさせる。</p> <p>エ. 日本の諸地域……日本の諸地域における人々の生活及び地域の特色と動向を理解させる。</p> <p>(ウ) 資源の開発と産業</p> <p>資源の開発や産業の発展が地域の人々の生活と深くかかわっていることに着目させる。</p> <p>(エ) 人口と居住</p> <p>都市化が進むにつれて現れてきた問題に着目させる。</p> <p>(3) 世界の中の日本</p> <p>イ. 国土の利用と保全</p> <p>我が国が当面している人口、食糧、資源、産業、都市などの問題のうち、幾つかを取り上げて、国土の利用やその動向について考察させ、国民生活の安定と向上を図るために、国土の合理的な利用と保全が大切であることを理解させる。</p>

歴史的分野	(2) 歴史における各時代の特色と時代の移り変わりを、地理的条件にも関心をもたせながら理解させるとともに、各時代が今日の社会生活に及ぼしている影響を考えさせる。	(10) 新しい日本と世界 我が国は民主化と再建の過程を……科学技術の急速な進歩とそれに伴う国民の生活や意識の変化及び国際社会の動きと日本の進展のあらましを大観させる。
公民的分野	<p>(1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。</p> <p>(2) 民主主義の意義、国民生活の向上と経済活動の関係などを認識させ、現代の社会生活における個人の役割についての理解を深めさせるとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。</p> <p>(3) 各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことによって、世界の平和を維持し人類の福祉に貢献できることを認識させ、国際協調の精神を養うとともに、自國を愛し、その平和と繁栄を図り文化を高めることが大切であることを自覚させる。</p> <p>(4) 社会的事象を確実な資料に基づいて様々な角度から考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断しようとする態度と能力を育てる。</p> <p>ウ. 国民生活と福祉 国民生活にとって、財政収支が重要な意味をもっていることを理解させるとともに、租税の役割と納税の義務についての理解を深めさせる。 また、国民生活の向上や福祉の増大のためには、雇用と労働条件の改善、消費者の保護、社会資本の整備、公害の防止などの環境の保全、資源やエネルギーの開発とその有効な利用、社会保障制度の充実などが必要であることを理解させる。その際、国や地方公共団体の役割を理解させるとともに、個人、企業などの社会的責任について考えさせる。</p>	<p>(1) 民主主義と現代の社会生活 ア. 人間の尊重と日本国憲法 民主主義の実現を目指す日本国憲法制定の歴史的な意義に気付かせ、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせる。また、国民主権と平和主義が基本的原則とされていることを理解させ、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位について理解させる。</p> <p>イ. 個人と社会 家族、地域社会などの身近な社会集団についての機能を扱い、人間は本来社会的存在であることに気付かせるとともに、社会生活における個人の役割とその在り方について理解させる。 また、現在の家族制度が、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいていることの意味と望ましい家族の人間関係について理解させる。</p> <p>ウ. 現代の文化と生活 現代の社会生活における文化のはたらきとその特色を理解させ、我が国の文化の伝統に関心をもたせるとともに、文化を創造する意義に気付かせる。</p> <p>(2) 国民生活の向上と経済 ア. 消費生活と経済の仕組み 価格のはたらきや物価の動きを理解させるとともに、貯蓄、保険、租税などの意義に着目させ、経済活動のあらましについて消費生活を中心で理解させる。</p> <p>イ. 職業と生産活動 職業が生産活動に果たす役割及び勤労の権利と義務に関連させて、職業生活の意義について理解させる。その際、労働組合の意義及び労働基準法の精神について理解させる。 また、現代の生産の仕組みと関連させて、社会における企業の役割について理解させる。</p> <p>エ. 貿易と国際協力 国家間の経済の交流を成り立たせている貿易の意義と役割及び我が国の貿易の特色を理解させる。また、国際的な協力が我が国及び世界の経済の発展にとって大切であることを理解させるとともに、世界には資本主義経済のほかには社会主义経済を建前とする諸国があることについても理解させる。</p> <p>(3) 日本の政治と国際社会 ア. 民主政治と法 法の意義について具体的な生活とのかかわりから扱い、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が確立されなければならないことに着目させるとともに、法を守ることが大切であることを理解させる。また、社会の秩序を維持し、国民の権利や義務を守るために、法による公正な裁判の保障があることに気付かせる。</p>

表4 中学校社会科〔公民〕の教科書目次（東京書籍 昭和57年度版による）

<b>序章 個人の権利と社会</b> <b>第1章 人間の尊重と日本国憲法</b> 〔1〕人間の尊重と現代の社会 1 人権思想の発達 2 日本国憲法と基本的人権 3 現代社会と基本的人権 〔2〕国民主権と平和主義  <b>第2章 政治と国民生活</b> 〔1〕わたしたちの生活と法 1 くらしのなかの法 2 今日の社会と法 〔2〕国民の政治への参加 1 国民主権と選挙 2 住民の政治参加 3 現代政治と世論 〔3〕民主政治のしくみとはたらき 1 国民を代表する国会 2 行政権をもつ内閣 3 独立した地位をもつ裁判所 4 三権の抑制と均衡 〔4〕民主政治を発展させるために  <b>第3章 わたしたちの経済生活</b> 〔1〕わたしたちの生活と経済 〔2〕流通のしくみと価格のはたらき 〔3〕生産のしくみと資本のはたらき	〔4〕金融と財政のはたらき 〔5〕日本経済と貿易  <b>第4章 今日の経済と社会</b> 〔1〕日本経済のあゆみと国民生活の変化 〔2〕労働者の生活と職業 〔3〕農村と都市の変化 〔4〕公害問題と資源問題 〔5〕国民の福祉と豊かな社会  <b>第5章 國際社会と平和</b> 〔1〕今日の国際経済 〔2〕国際政治の動き  [自由研究のページ] 差別と人権の問題 原爆被災都市 広島・長崎 公正な選挙 文化遺産の保護 裁判と人権 中小企業と国際競争 日本の食料需給 産業と環境破壊 高齢化する日本 南と北の格差
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2. 消費者教育の一般教育としての公民領域の重要性

表1～表3および前述した如く、地理的分野で育成された地理的な見方や考え方、歴史的分野で育成された歴史的思考力を前提としつつ、公民的分野において、社会生活の理解や認識に関する態度や能力を育成して、中学校社会科の目標である公民的な資質の基礎を養うことであり、その具体的な内容を消費者教育的視点から考察して見る。

公民的分野の目標の(1)・(3)は、「(1)個人の尊厳と人権の尊重の意義、とくに自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めると共に、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」および「(3)各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことによって、世界の平和を維持し人類の福祉に貢献できることを認識させ、国際協調の精神を養うと共に、自国を愛し、その平和と繁栄を図り、文化を高めることが大切であることを自覚させる」。前者は、個人の尊厳・人権の尊重が社会生活の基本であり、民主社会を支える基本原理の確立であり、個人・生活者・消費者の人間としての存在・社会的存在・社会生活における人間の生き方・豊かな人間性・自由で幸福で人間らしい生活への基準であり、消費者教育の一般原則でもある。

なお、中項目の「(イ)個人と社会」(家族、地域社会などの身近な社会集団・家族の人間関係)と「(ウ)現代の文化と生活」(現代の社会生活における文化のはたらきとその特色・文化の創造する意義)は、

前述の私の言う「現代社会構造の3領域」(9頁参照)の一つを示しており、重要領域でもある。なお、「文化の内容」は、高校社会科第1学年「現代社会(必・週4時間)」の「現代社会と人間の生き方(文化)」への前提、または継続発展と続き、さらに高校社会科第3学年配列の「倫理(選・週2時間)」へと更に展開されてゆくが、消費者哲学・消費者文化の基本原理である。

後者の「日本の政治と国際社会」についても、国際理解と国際協調の中の国際社会の一員としての広い視野を深めてゆくことであり、第1学年・第2学年における所の外国の地理的事象も歴史的社會の変遷も、単なる知識としての習得ではなく、ともに生きる人間と人間との交流のための学習であり、公民としての条件でもあり、人類・地球・協力・平和の視点は、今後、益々重要となって来る。

たとえば、消費者教育的視点から述べれば、国際商品の氾濫、国境を越えての多国籍企業活動の中で、農産物・工業製品は勿論、食品添加物・農薬・核の廃棄物においても、一国では解決し得えない問題がある。

1983年4月、国際消費者機構(IOC U)の国際セミナーが日本で開かれた。それは1984年カナダで開かれるIOC Uの準備を意味しつつも、日本の消費者団体は、とかく国内問題だけにとらわれがちな視野のせまざの国際的視野への展開を期するとともに、経済大国日本としての他国からの期待・責任を求められているとも言えよう。米国の「コンシュマー・レポート」による消費者運動、欧州各国における「消費者優先の現代社会構造」、近くはフィリピン消費者連合(KMPI)、マレーシアのペナン消費者協会の幅広い活動(例、ペナン州内100校の中学校で消費者教育が実施されている<sup>(5)</sup>)の中にも、現代社会の国際化構造が、あらゆる政治構造・生活構造の中に新構築されようとしている。

### 3. 消費者教育を「独立教科方式」として行なうことへの是非と検討

前項に述べた如く、社会科「公民」科目を消費者教育の一般教育として、総合的・統合的に学習をしてゆく方式を、私は提言しており、また可能もあると考えている。

なぜなら、消費者教育とは、普遍的教育であり、生涯教育であり、一般教育であって、現代社会生活構造の中で、自らの意思決定に基づく「自立人間」として、様々な価値・文化・社会情報の中で「人間らしく生きるために基本的」意識の確立・より高い心の確立への教育である。決して「良い物を安く買うための能力」とか、「損得のための賢い消費者になるため」の教育でもないし、「上手な使い方」「修理の仕方」のための教育でもない。もちろん、副次的には、消費者としての知識の習得にも役立つし、職業教育・実務教育・技術教育のためには必要であり、それらの学習を通じて消費者教育の展開も可能ではあるが、眞の消費者教育としての一般教育ではない。その様な「経済的」「物」的関係における教育を対象としているのではなく、消費者教育は「人間らしく」現代社会構造・生活構造を判断し、認識してゆく力、考え方、ライフ・スタイルの確立への、生活全般の基本的な生き方についての、一般教育・基本的教育として、「公民」の条件・資格化を提言し、「公民的分野」の中で学習してゆく意味である。

もちろん、世界各国それぞれに、消費者教育の仕方は異なる。米国では、プラグマティズム思想から、より具体的に、より技術的方法を取り入れ、独立教科方式を採用しているし、北欧では、統合方式を採用している。ただし、北欧では、すでに300年の消費者運動・各種の消費者教育が行なわれてお

り、将に「消費者優先の社会」の形成・消費者思想の確立が前提になっている。

独立教科方式でゆくか、統合方式でゆくかは、その国の文化・思想・教育方法論上の相違である。ただ重要なことは、消費者教育を学校教育の中核に据えて、真正面から位置づけられている点である。そして、我が国的小・中学校教育の中で、また高校教育・大学教育の中で、依然として消費者教育の未体系化の現状・その課題がある。

#### 4. 公民領域における消費者教育の具体的展開とその課題

今回改訂された「公民領域」において、最も注目すべき内容は「(2)民主政治の意義、国民生活の向上と経済活動の関係などを認識させ、現代社会における個人の役割についての理解を深めさせるとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる」と具体的に消費生活を中心に経済活動・社会の諸問題を自ら考えてゆく構成となったことである。

この項目では、消費生活を中心に、国内外の経済活動の内容を理解せしめ、「職業と生産活動」の中で、職業・生産・収入という現実の生活から、生産の仕組み・職場生活・大量生産方式・現代の企業形態・現代における企業の役割を考察する。「国民生活と福祉」においては、国や公共団体の経済的役割、財政收支・国民生活の向上と福祉（いわゆる消費者福祉）を消費生活と関連せしめて考察する。すなわち、消費者保護・社会資本の整備・公害防止・企業責任・環境保全・資源やエネルギーの開発・社会保障制度の充実への中で、消費者自ら生活環境を改革せしめてゆく意識の向上・現代社会と人間の尊重へと、まさに消費者教育の一般教育的内容を示している。

そして、最後に「(4)社会的事象を確実な資料に基づいて様々な角度から考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断し得る態度と能力」を育てるとして、第一節において述べた所の「現代社会構造・生活構造の中で、自立できる人間」としての能力と「現代社会の一員」としての役割を認識せしめてゆくことである。

私は、第1学年・第2学年・第3学年へ学習してゆく「地理・歴史・公民的分野」の学習は、「社会と人間」との関係であり、自ら考え、判断してゆく仕方・能力を育成することであると考える。社会的事象は変遷し、流動してゆく。それゆえに消費者教育は「生涯教育」として、一般社会生活関係のそれぞれの場で、具体的に展開される必要がある。その社会構造・生産構造への確かな目を有する基本的・一般的な学習の領域として、それを基礎としてその「生涯教育」への過程として、その目（芽）を育てる・植えつける意味である。

#### 5. 消費者教育から見た公民的分野とそれへの提言

第一節で述べたように、「現代社会構造」「現代生活構造」の基本的生活関係の三領域は、第一は、政治生活関係領域であり、第二は、消費生活関係領域であり、第三は、家庭生活関係領域である。

中学校社会科「公民」の内容は、以上の三領域を、おおむね内容とした構成をとっているけれども、記述の長短・視点の不明確と抽象的な記述が全編において見受けられる。また学習する生徒側から見ても「不明瞭・不明確」で抽象的な部分が多く、「自己を取り巻く直接・具体的な関心・興味からも縁遠い」として、面白くないと言う声を、中学校公開授業の参加の中で多く耳にした。もちろん、教師側の工夫・資料・展開の仕方・目的などへの関心・興味を抱かせる必要はあるし、興味ある科目への

転換も可能である。昨年度（1982年）の日教組大会の分科会において、「社会」が「最も面白くない」というアンケート調査による統計が提出された背景には、他の要因もあるにせよ、今日の社会科授業への一つの反省・検討材料であることまちがいない。

第一、政治生活関係領域に関しては、個人の尊厳・人権の尊重・それを基本とした所の民主主義社会の仕組み等については、確かに現在の教科内容は義務教育における最低限度の必要内容を示しているし、その現代社会の basic 理念が、消費者教育の basic 原理にもつながる訳であり、公民・国民生活関係の必要欠くべからざる学習内容であることは言うまでもない。

ただ、関心・興味を覚えながら、具体的に学習する過程を考える時、最も重要でもある所の「地方（政治）自治領域」の学習の不充分がある。学習の順序を「身近な地方政治から中央政治へ」と逆にとらえてゆく方法と学習が、むしろ興味と関心を持たせ、政治社会への認識・判断・行動が期待される。底流には、住民意識・住民運動と消費者意識・消費者運動等の関係においても、その社会構造を学んでゆく仕方・能力が育成されると考えられる。

地方自治は「民主主義の源泉であり、民主主義の学校でもある（Bryce, James・1838～1922）」の言葉が、それを示している。地方自治の本旨（地方団体自治の保障と住民自治の保障の原則、憲法92条・地方自治法参照）の学習、すなわち、地方住民の直接参政権（住民投票制度・直接請求）や地方自治の現状と課題としての福祉行政・教育行政・開発行政・交通行政・無関心住民・貧弱な自主財源や住民参加・住民運動の意義・住民主権（消費者主権）の中で、民主主義を確立してゆく方法が、政治生活関係を考えてゆく力・判断・批判・選択・行動様式の中に、国家全体の民主主義の確立と活力を與えてくれるからである。

第二、消費生活関係領域として、現「公民」領域の分野目標(2)は、今回の改訂により、消費生活を中心経済活動を学習してゆく方法となり、一步前進が見られるが、さらに学校教育の中核に据えるべき確信のもとに、消費者教育の一般教育・基本科目としての再編成がなされて欲しいものである。

なぜならば、消費生活関係が、人間の基本の日常生活・社会生活であり、生活の基礎の重要生活関係である。労働生活関係も商業生活関係も経済生活関係も農業・漁業・工業生活関係も企業生活関係も、すべて、消費生活関係への手段であり、消費生活関係を前提としての生活関係である。農産物も工業製品も水産物も、あらゆる物資・原料・資源も、流通（配給）経路では商品（その選択・分別への能力）となるが、消費者の手中では、すべて消費物となる。消費生活関係を中心としての社会構造であり、生活構造である。

ことに、高度成長下以後の技術革新・新製品の大量生産下における消費者の権利の確保・人間権・生活権の主張の関係における生活構造は、未来社会をも展望しての人間の生き方においても、「消費者優先の社会構造」の形成の認識の上に、消費者像の確立と消費者教育の必要性は、学校教育の中核科目としての位置づけ、そして公民的分野がその基本科目としての一般教育の地位を占めると言わなければならぬ。

第三、家庭生活関係領域は、現「公民的分野」では、非常に少ない学習内容を示し「個人の尊厳と両性の本質的平等・望ましい家族の人間関係」と短的な抽象的な学習で終っている。

前述したように、「現代社会構造の基本的な三領域」であると述べた理由は、人間生活・日常生活・消費生活関係の大部分は、家庭生活の場において展開されている。家族機能の崩壊などの諸問題・家庭の場の憩い・安らぎの場であると共に、愛情・教育・扶け合い・夫婦論・親子論・生き方論と、人間の基本的、最も重要な場である。同時に家庭生活は、消費の仕方を学ぶ生活関係の場であり、消費者教育的視点（家庭教育）からも重要な生活領域である。衣・食・住の消費・利用と、その文化的側面の機能を、より多く単元内容に増やすことが、最も小さい・身近な人間集団の中における人間の幸福論・生活の向上・家庭生活文化形成論の中で、再検討を行ない、消費者教育の場としても、より充実が望まれる。

小学校・中学校の9年間の義務教育課程の最後の学年の社会科「公民」こそ、消費者教育の展開の場であり、真正面からとらえる必要がある。10年後、20年後、いな50年後にも、この社会に生き続ける生徒達、この社会を支えてゆく彼等に、正しい社会現象への認識と判断と能力をつけさせ、これから的新しい「生活」への「文化現象」を確立して、活動してくれる「人間らしい生き方」の「芽」を育て、与えてゆく社会科「公民」授業の展開が望まれる。

#### 〔註〕

- 1 小木紀之・川井克俊編『消費者政策』家政教育社。pp. 14~18。
- 2 今井光映・『新らしい消費者教育を求めて』家政教育社, p. 24。
- 3 たとえば北欧の消費者運動および消費者教育は、消費協同組合運動の形で100年から150年前後の歴史がある。自らの生活を考えてゆく「身近かな民主主義」の定著と歴史とも言える。内藤英憲・福田雅一『北欧の消費者王国』朝日新聞社参照。
- 4 たとえば岐阜県消費者保護条例は、次の如く規定されている。

#### 〈付録〉参考資料

##### (1) 岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例 (昭和50年7月23日岐阜県条例第29号)

###### ① 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 消費者保護（第6条～第14条）
- 第3章 消費者の啓発等（第15条・第16条）
- 第4章 資源及びエネルギーの有効利用（第17条・第18条）
- 第5章 生活関連物資の価格安定等（第19条～第24条）
- 第6章 消費生活安定審議会（第25条～第31条）
- 第7章 雜則（第32条～第35条）

###### 附 則

###### ② 第2章 消費者保護として、次の如く規定されている。

###### (危害の防止)

第6条 事業者は、供給する物資又は提供するサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると判明したときは、直ちに、回収、供給又は提供の中止その他危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。  
(勧告及び公表)

第7条 知事は、事業者が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼすおそれがある物資を供給し、又はサービスを提供していると認めるときは、当該事業者に対し、直ちにその危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告す

ることができる。

2. 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(物資又はサービスの内容の表示)

第8条 事業者は、消費者が物資の購入又はサービスの利用に際し、その選択を誤ることなく容易に識別でき、かつ、適正に使用し又は利用できるよう品名、価格、品質(原材料を含む。)、量目、貯蔵法、製造年月日等必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第9条 事業者は、その供給する物資について消費者が内容を誤認することのないよう包装の適正化に努めなければならない。

2. 事業者は、消費者に危害を及ぼすことのないよう包装の安全性の確保に努めなければならない。

(基準の設定)

第10条 知事は、危害の防止、取引の安全その他消費者の保護を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する物資又は提供するサービスの内容の表示の基準、包装の基準その他必要な基準を定めることができる。

2. 知事は、前項の規定により基準を定める場合には、あらかじめ、岐阜県消費生活安定審議会の意見を聴かなければならぬ。

3. 知事は、第1項の規定により基準を定めた場合には、告示しなければならない。

(基準の遵守)

第11条 事業者は、消費者に物資を供給し、又はサービスを提供する場合においては、前条第1項の規定により定められた基準に適合するようにしなければならない。

2. 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該基準を遵守するよう勧告することができる。

(事業者の苦情の処理)

第12条 事業者は、物資の供給又はサービスの提供に関する消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(県の苦情等の処理)

第13条 知事は、県民の消費生活に関する苦情又は相談を適切かつ迅速に処理するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2. 消費生活相談員は、県民の消費生活に関する相談に応じ、及び苦情の処理に当たるものとする。

3. 特別苦情処理員は、県民の消費生活に関する苦情でその処理が困難と認められるものについて、事業者との交渉の仲介、あっせん等により事案の解決を図るものとする。

③ 第3章 消費者の啓発等に関しては、次の如く要旨と解説が考えられている。

(啓発及び教育の推進)

第15条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、物資及びサービスに関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等の施策を講ずるものとする。

(消費者団体の指導等)

「要旨」 本条は、知事が県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者に対する啓発活動の推進、消費生活に関する教育の充実等を図らなければならないことを定めたものである。

「解説」

現在の急速な技術革新、大量生産、大量販売システムの中では消費者の商品に対する認識の把握は、非常に困難になっている。

又、急激な社会情勢の変化による物不足、物価の高騰等によって生活の不安等消費生活上さまざまな悩みが発生する中で消費者自らが本来の消費者としての生活を保持するためには相互の連帯意識を強め消費生活に関する知識を得ることが必要である。そのため県では消費生活センターが中心となって消費者のための研修会、研究会の開催その他社会教育、学校教育等あらゆる方法手段によって消費者の啓発活動、教育の推進を図ろうとするものである。

第16条 知事は、消費者が、その消費生活の安定及び向上を図るために、健全かつ自主的な消費団体を組織することができるよう指導に努めるものとする。

2. 知事は、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、指導その他の援助に努めるものとする。

「要旨」 第1項は、消費者が健全かつ自主的な消費者団体を組織できるよう知事が指導しなければならないことを定めたものである。

第2項は、消費者団体の活動を促進するため、知事が指導、援助を行わなければならないことを定めたものである。  
「解説」

本条は、消費者が消費者主権の確立という共通の目標に従って健全かつ自主的な消費者団体を組織することができるよう知事は専門講座、1日教室、生活講座等の開設や婦人生活会館の整備に努めるものとする。

また、消費者団体が消費者保護という共通の目的に従って、健全かつ自主的に実施する消費者教育に対する講師の派遣、生活学校並びに消費生活協会に対する援助を行うとともに、今後の問題として消費者団体が行う共同購入等に対する援助について前向きに検討する必要があるものと思われる。

5. 京都新聞、58年4月8日付。